

鳥取県中部地震で被災した 自治会集会所等の復旧費用を助成します。

北栄町では、地域コミュニティの早期再建や地域活性化のため、平成28年10月21日に発生した鳥取県中部を震源とする地震及びその余震による被害を受けた自治会集会所等の復旧を支援します。



補助金の概要・種類

自治会集会所や付属施設、防犯灯の建替・修繕費用について、次の金額を上限に補助します。

- ①いずれも費用の5分の4以内(1,000円未満切捨)での補助となります。
- ②1自治会あたりの補助の合計上限額は200万円です。
- ③原型復旧を超えて建替・修繕する場合には、原型復旧に要した費用のみ補助します。
- ④申請の際には、被災状況が分かる写真や見積書等が必要となります。

種別	再建方法	補助率	上限額
自治会集会所	建替	4/5	200万円まで
	修繕	4/5	100万円まで
付属施設	建替	4/5	100万円まで
	修繕	4/5	50万円まで
防犯灯	建替	4/5	20万円まで
	修繕	4/5	10万円まで

補助金の詳細は、2ページ、3ページをご覧ください。

対象となる物件と範囲

①対象となる物件

自治会活動に必要な物件で、以下の表に該当するものです。

②対象となる範囲

10月21日の地震で被災した物件の原型復旧費用に限ります。

※原型復旧を超えて建替・修繕する場合には、**原型復旧に要した費用のみ補助**します。

種 別	対象となる物件	対象となる範囲
自治会集会所	・自治会公民館（集会所）	建物、設備、敷地の復旧に掛かる経費
付 属 施 設	・消防ポンプ小屋 ・リサイクルステーション又はゴミ収集所 ・自治会倉庫（自治会活動に必要な物品等の保管倉庫） ※鳥取県被災地域応援市町村交付金の対象施設となった場合（町で確認）、自治会集会所の補助上限額が適用になります。	建物、設備、敷地の復旧に掛かる経費
防 犯 灯	・防犯灯	防犯灯の復旧に掛かる経費

対象とならない物件

補助の対象とならない物件は次のとおりです。

- ①政治・宗教・営利活動（営農含む）に使用する物件
- ②北栄町の他の補助金を受けて建替・修繕する物件
- ③自治会活動に直接影響しない構築物等（石碑、灯ろう、墓地等）
- ④備品・消耗品等（テレビや冷蔵庫、食器等）

※建具や空調・調理設備等の修繕費用は、補助対象に含まれます。

申請に必要な書類

- ①申請書（指定様式）
 - ②被災写真（被災の状況が確認できるもの）
 - ③位置図（被災場所が確認できるもの）
 - ④事業計画書兼収支予算書（指定様式）
 - ⑤契約書又は見積書（事業完了後に申請する場合は、契約書又は領収書と費用の明細が分かるもの）
- ※完了後に申請する場合には、⑥完成写真、⑦領収書（明細が分かるもの）

手続きの流れ

自…自治会、町…北栄町

着手前の申請

- ① 申請準備
- ▼
- ② 補助金申請
- ▼
- ③ 交付決定
- ▼
- ④ 工事契約
- ▼
- ⑤ 工事完了
- ▼
- ⑥ 実績報告
- ▼
- ⑦ 補助額の確定
- ▼
- ⑧ 補助金の請求
- ▼
- ⑨ 補助額の交付

完了後の申請

- ① 申請準備
- ▼
- ② 補助金申請・実績報告
- ▼
- ③ 交付決定・額の確定
- ▼
- ④ 補助金の請求
- ▼
- ⑤ 補助額の交付

補助金の交付決定後であれば、補助金の概算払を請求することができます。
手続きについては、ご相談ください。

申請受付・相談窓口

補助金を利用し、被災した物件の**建替・修繕**を行う場合（可能性がある場合）は、**次の期限までに総務課総務室にご相談ください。**

相談期限 平成 28 年 12 月 20 日（火）

期限後も相談可能ですが、町の予算措置のため、できる限り期限内にご相談ください。

補助金対象物件を確認し、必要書類をお渡しします。

相談に必要な書類

- ①被災した状況が分かる写真（建替・修繕前の写真）
- ②建替・修繕費用が分かるもの（見積書や請求書、契約書や領収書等）

※②は提出が可能な場合のみ。見積書等をまだ取っていない場合は、不要です。（申請時には必要となります。）

相談窓口・担当

北栄町役場 総務課 総務室（担当 藤友、杉川、内間）

〒689-2292

北栄町由良宿 423 番地 1

電 話 0858-37-3111

F A X 0858-37-5339